

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専 務 理 事 山 崎 篤 男
〔 公 印 省 略 〕

注文書及び請書による契約の締結について（周知依頼）

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、建設業法第 19 条において、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第 1 項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

今般、規制改革実行計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）の内容に基づき、特定の要件を満たすときは、注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要とされないことが別添 1 のとおり整理されましたので、お知らせします。

（掲載箇所：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000180.html）

また、規制改革実行計画において、建設工事の請負契約手続のデジタル化を推進するため、現在主流とされているいわゆる「立会人型」の電子署名が利用可能であることを明確化するなど必要な措置を講じることとされたことから、新たにガイドラインが定められましたので、併せてお知らせします。

（掲載箇所：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html）

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆さまに周知賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【添付書類】

別添 1 国土交通省通知文

別添 2 電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン

参 考 （該当部分抜粋）規制改革実施計画

（担当）事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

建設省経建発第 132 号
平成 12 年 6 月 29 日

最終改正 令和 7 年 9 月 30 日国不建第 80 号

各地方整備局等建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

注文書及び請書による契約の締結について

建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 19 条においては、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第 1 項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

しかしながら、実際の建設工事の請負契約においては、注文書及び請書の形態により契約が締結されている場合が多いことを踏まえ、この度、注文書及び請書の形態による請負契約に係る法第 19 条との関係について下記のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、十分ご留意の上事務処理に当たられますようお願いいたします。

また、貴管下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう、併せてお願いいたします。

記

1. 注文書及び請書による建設工事の請負契約を締結する場合において、次の（１）又は（２）の区分に従い、それぞれ各号の全ての要件を満たすときは、法第 19 条第 1 項の規定に違反しないものと解する。
 - （１）当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合
 - ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
 - ② 注文書及び請書には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
 - ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。

- ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、次に掲げる全ての要件を満たすときは、注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要としない（契約金額や工期等を勘案して、注文者及び請負者の双方の合意に基づき、署名又は記名押印することを妨げるものではない）。

（ア）注文者が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する「消費者」でないこと。

（イ）基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」又は「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」で示している考え方に従い、対等なパートナーシップに基づく関係にあることを相互に確認すること。

（ウ）基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、両者の間において反復継続的な取引実績が蓄積されていることを相互に確認すること。

なお、上記の要件を全て満たした上で、電磁的措置を用いて注文書及び請書を相互に交付する場合においても、建設業法第 19 条第 3 項の規定が適用されることに留意すること。

（２）注文書及び請書の交換のみによる場合

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付すること。
- ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載すること。
- ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

2. 注文書及び請書による請負契約を変更する場合は、次の（１）又は（２）の区分に従い、次の方法によることができる。

（１）当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみである場合

- ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
- ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合において、1.（１）④ただし書に掲げる全ての要件を満たすときは、注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要としない（契約金額や工期等を勘案して、注文者及び請負者の双方の合意に基づ

き、署名又は記名押印することを妨げるものではない)。

なお、当該要件を全て満たした上で、電磁的措置を用いて注文書及び請書を相互に交付する場合においても、建設業法第 19 条第 3 項の規定が適用されることに留意すること。

(2) 当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合

- ① 当該変更の内容を書面に記載すること。
- ② 署名又は記名押印をして相互に交付すること。

電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン

令和 7 年 9 月 30 日

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

1. 概要

建設工事の請負契約の当事者は、当該契約の締結に際して、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項により、同項各号に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならず、その内容を変更する際にも同条第 2 項により変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付することとされているところ、同条第 3 項により、所定の要件を満たす場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、同条第 1 項又は第 2 項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるもの（以下「電磁的措置」という。）を用いた契約の締結を行うことができることとされている。

電磁的措置を講じて締結する建設工事の請負契約（以下「電子契約」という。）に係る所定の要件については、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「令」という。）第 5 条の 5 及び建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 13 条の 4 から第 13 条の 6 までにおいて規定するところであるが、電子契約に係る規定の内容を明確化し、電子契約の普及に向けた環境を整備することで、契約当事者間の紛争を防止する等安全な電子商取引の実現を図るとともに、建設業全体の生産性を高め、もって建設業の健全な発達を促進する観点から、電子契約を行う場合の参考として、本ガイドラインを定めることとする。なお、「建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」（平成 13 年 3 月 30 日付け）は廃止する。

2. 契約の相手方による事前承諾について（令第 5 条の 5、規則第 13 条の 5、規則第 13 条の 6 関係）

電子契約に際しては、あらかじめ（A）電磁的措置の種類及び内容を示した上で、（B）書面又は電磁的方法による相手方の事前承諾を得る必要がある。

（A）講じる電磁的措置の種類及び内容（規則第 13 条の 5 関係）

① 建設工事の請負契約の締結に講じる電磁的措置の種類（規則第 13 条の 5 第 1 号）

規則第 13 条の 4 第 1 項に規定する措置のうち、いずれの措置を講じるかについて契約の相手方に示す必要がある。その際、サービスの名称も示すことが望ましい。

② ファイルへの記録の方式（規則第 13 条の 5 第 2 号）

契約当事者間でどのような方式で記録するのかを示す必要がある。具体的には、以下のような内容を示すことが望ましい。

1) 契約書の電子データの形式ⁱ

ⁱ PDF 等のファイル形式が考えられる。

- 2) 契約書の電子データを使用する際のソフトウェアの形式やバージョンⁱⁱ
- 3) 契約書の電子データに付す電子署名又はタイムスタンプ（時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号。以下「告示」という。）第2条第1項に規定するタイムスタンプをいう。以下同じ。）の形式（これらと同等の効力を有すると認められる方法を使用する場合にあっては、その方法の詳細）

（B）事前承諾に際し利用することのできる方法（令第5条の5、規則第13条の6関係）

- ① 書面（令第5条の5第1項）
- ② コンピュータ・ネットワークを利用する措置（規則第13条の6第1項第1号）
同号に掲げる措置としては、例えば以下のような措置が該当する。
 - 1) 第1号イ：電子メール
 - 2) 同号ロ：クラウドサービス
- ③ 電磁的記録媒体を利用する措置（同項第2号）
例えばコンパクトディスクが該当する。

3. 電磁的措置として講じることのできる措置について（規則第13条の4第1項関係）

規則第13条の4第1項第1号及び第2号に掲げる、電子契約に利用できる措置としては、例えば以下のような措置が該当する。

- 1) 規則第13条の4第1項第1号イ：電子メール
- 2) 同号ロ：ファイル転送サービス、クラウドサービス（非対面）
- 3) 同号ハ：クラウドサービス（対面）
- 4) 同項第2号：コンパクトディスク

また、同項第1号ロ又はハに該当する措置を利用する際には、契約の相手方に契約事項等が記録されたことが通知されるシステムである必要がある（規則第13条の4第3項）。

4. 電磁的措置として講じることのできる措置の技術的基準について（規則第13条の4第2項関係）

電子契約において必要とされる技術的基準として、規則第13条の4第2項においては

- ・当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること（以下「見読性」という。）（同項第1号）
- ・ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること（以下「原本性」という。）（同項第2号）
- ・当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること（以下「本人性」という。）（同項第3号）

の3要件を規定しており、具体的には以下のような措置を講じる必要がある。

- ① 見読性（規則第13条の4第2項第1号関係）

ⁱⁱ 例えば「Adobe Acrobat Reader 9.0 以上で閲覧可能」といった提示が考えられる。

電子契約に係る法第 19 条第 1 項に掲げる事項又はその変更の内容（以下「契約事項等」という。）の電磁的記録それ自体はそのままでは認識できない。そのため、ディスプレイや書面等に速やかかつ整然と表示できるようにする必要がある。

あわせて、契約に係る記録を迅速に取り出すことができるよう、記録の適切な管理や検索機能の実装を行うことが望ましい。

また、電子契約を締結するにあたっては、契約に係る電磁的記録が契約当事者が所有する端末に直接保存されないこともあるため、必要に応じていつでも見読性が確保されるよう、契約が成立し次第当該契約書の電子データを自らの端末に保存する等の対応を行うことが望ましい。

②原本性（規則第 13 条の 4 第 2 項第 2 号関係）

建設工事の請負契約は、一般的に契約金額が大きく、契約期間も長期にわたる等の特徴を有しており、契約当事者間の紛争を防止する観点から、改ざんが行われていないかどうかについて確認できる契約書の存在が重要となる。この点、電子契約においては、特別の措置を講じていない場合、書面の場合と比べ改ざんの発見が困難である。

このため、電子契約を締結する場合には、i 契約事項等を記録した電磁的記録そのものに、安全性や実装性能が確認された暗号技術により当該記録を暗号化したもの（以下「暗号文」という。）及び暗号文を復号するために必要な公開鍵を添付して相手方に送信する、いわゆる公開鍵暗号方式による電子署名、ii タイムスタンプ又はiii規則第 13 条の 4 第 2 項第 2 号の規定に照らしてこれらと同等の効力を有すると認められる方法を利用する必要がある。

公開鍵暗号方式の利用にあたっては、「③本人性の確保」の観点からも公開鍵基盤（PKI）を利用した方式を用いることが望ましい。

③本人性（規則第 13 条の 4 第 2 項第 3 号関係）

書面による契約においては、契約当事者の双方が対面の上で契約が締結されることが一般的であることから、契約を締結しようとする相手方が確かに契約の相手方本人であることの確認は容易である一方、電子契約においては、当該契約の当事者が対面することなく契約を締結することが想定されることから、特別の措置を講じていない場合、第三者が契約の相手方になりすまし、真の契約の当事者が意図しない契約が締結されるおそれがある。

そのため、②に示す公開鍵暗号方式による電子署名を使用する場合は、当該公開鍵が間違いなく送付した者本人のものであることを示すことができるように、特定認証業務（電子署名法第 2 条第 3 項に規定する業務をいう。）を行う事業者等の第三者機関が発行する電子証明書を添付して契約の相手方に送信することが望ましい。

<電子署名の方式について>

電子署名の方式としては、

- ・当該契約の当事者同士が自らの署名鍵等を用いて、第三者を介在させることなく当事者間の連絡のみにより契約を締結するいわゆる「当事者署名型（ローカル署名）」方式
- ・当該契約の当事者同士が自らの署名鍵等を用いて、第三者の提供する契約サービスを介して契約を締結するいわゆる「当事者署名型（リモート署名）」方式
- ・当該契約の当事者同士が、契約サービスを提供する第三者の署名鍵等を用いて、当該契約サービスを介して契約を締結するいわゆる「事業者署名型（立会人型）」方式

が存在する。

「事業者署名型」については、これまでも他のガイドラインⁱⁱⁱ などにおいて、当該サービスを利用する契約当事者自身の意思に基づいて電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）が付されていると認められるための要件等、当該サービスの利用に係る基本的な考え方が示されている。

このような考え方を踏まえて、事業者署名型のサービスを利用する場合、当事者署名型の電子署名を用いる場合と異なり、契約当事者が自ら電磁的記録に電子署名を付与するわけではないことから、

- ・②については、「技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる」サービスを用いることによって、電子署名法上の要件を満たす必要があり、
- ・③については、当該電子署名が真の契約当事者により適切に付与されていることを証明する対応策として、2要素認証等を利用することが望ましい。

5. その他留意すべき事項

電子契約については電子署名法以外にも、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）など関係法令が複数あることから、関係法令の適用を受ける場合その要件にも留意する必要がある。

また、電子契約を締結した際の施工体制台帳の取扱いについては「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインについて」（令和5年国不建第43号）において示しているとおりである。

附 則

本ガイドラインは、令和7年9月30日から施行する。ただし、本ガイドラインは、建設業を営

ⁱⁱⁱ 「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」（令和2年7月17日付け総務省・法務省・経済産業省。以下「第2条関係Q&A」という。）、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法第3条関係）」（令和2年9月4日付け総務省・法務省・経済産業省。以下「第3条関係Q&A」という。）

む者と電子契約に係るサービスを提供する事業者との間で、施行日以後に当該サービスの利用に係る契約が締結される契約について適用し、施行日前に当該サービスの利用に係る契約が締結された契約については、なお従前の例による。

以 上

【参照条文】

○ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（抄）

（建設工事の請負契約の内容）

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～十六 （略）

2 （略）

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

（帳簿の備付け等）

第四十条の三 建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

○ 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）（抄）

（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

第五条の五 建設工事の請負契約の当事者は、法第十九条第三項の規定により同項に規定する国土交通省令で定める措置（以下この条において「電磁的措置」という。）を講じようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、その講じる電磁的措置の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「電磁的方法」という。）による承諾を得なければならない。

2 （略）

○ 建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）（抄）

（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十三条の四 法第十九条第三項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する措置のうち次に掲げるもの

イ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて法第十九条第一項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容（以下「契約事項等」という。）を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら当該契約の相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録する措置

- ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられた当該契約の相手方の受信者ファイルに当該契約事項等を記録する措置
- ハ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供する措置
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに契約事項等を記録したものを交付する措置
- 2 前項各号に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
 - 一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
 - 三 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。
- 3 第一項各号に掲げる措置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 第一項第一号ロに掲げる措置にあつては、契約事項等を建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該契約事項等を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
 - 二 第一項第一号ハに掲げる措置にあつては、契約事項等を建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該契約事項等を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。
- 4 (略)

(建設工事の請負契約に係る電磁的方法の種類及び内容)

第十三条の五 令第五条の五第一項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する措置のうち建設工事の請負契約の当事者が講じるもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十三条の六 令第五条の五第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 建設工事の請負契約の相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に令第五条の五第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧

に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、建設工事の請負契約の当事者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 (略)

(帳簿の記載事項等)

第二十六条 法第四十条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 (略)

2～4 (略)

5 法第四十条の三の国土交通省令で定める図書は、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（作成建設業者を除く。）にあつては第一号及び第二号に掲げるもの又はその写し、作成建設業者にあつては第一号から第三号までに掲げるもの又はその写しとする。

一 建設工事の施工上の必要に応じて作成し、又は発注者から受領した完成図（建設工事の目的物の完成時の状況を表した図をいう。）

二 建設工事の施工上の必要に応じて作成した工事内容に関する発注者との打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。）

三 施工体系図

6 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十条の三に規定する帳簿への記載に代えることができる。

7 第二項各号に掲げる書類がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号に規定する添付書類に代えることができる。

8 第五項各号に掲げる図書が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号の図書に代えることができる。

(帳簿及び図書の保存期間)

第二十八条 法第四十条の三に規定する帳簿（第二十六条第六項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）及び第二十六条第二項の規定により添付された書類の保存期間は、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたとき（当該建設工事について注文者と締結した請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあつては、当該債権債務の消滅したとき）から五年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては、十年間）とする。

2 第二十六条第五項に規定する図書（同条第八項の規定による記録が行われた同項のファイル

又は電磁的記録媒体を含む。)の保存期間は、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから十年間とする。

○ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。

3 この法律において「特定認証業務」とは、電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。

（認定）

第四条 特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

2・3 （略）

規制改革実施計画について

（令和 7 年 6 月 13 日）
閣 議 決 定

規制改革実施計画を別紙のとおり定める。

(別紙)

規制改革実施計画

令和7年6月13日

目次

I 共通的事項	1
1. 本計画の目的	1
2. 本計画の基本的性格	1
3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方	1
4. 規制改革・行政改革ホットライン	2
5. 計画のフォローアップ	2
6. その他（国家戦略特区における取組について）	2
II 実施事項	3
1. 地方創生	3
（1）地域活性化・人手不足対応（土地・農業関係）	3
（2）地域活性化・人手不足対応（交通関係）	5
（3）健康・医療・介護	14
（4）デジタル・A I	35
（5）国家戦略特区	36
2. 賃金向上、人手不足対応	39
（1）健康・医療・介護	39
（2）働き方・人への投資	42
（3）スタートアップ・イノベーション促進	49
（4）デジタル・A I	51
（5）国家戦略特区	59
3. 投資大国	61
（1）健康・医療・介護	61
（2）スタートアップ・イノベーション促進	75
（3）GX・サステナビリティ	86
（4）デジタル・A I	96
（5）国家戦略特区	100
4. 防災・減災	103
（1）地域活性化・人手不足対応	103
（2）健康・医療・介護	106
（3）スタートアップ・イノベーション促進	112
（4）国家戦略特区	114

規制改革実施計画

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、地域の人々や企業の活動の前提となる規制・制度について、利用者目線を徹底した上で、時代や環境の変化、技術の進歩に応じた不断の改革を実現していくことが必要不可欠である。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この規制改革をより一層推進するため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」を常設の会議体として令和元年10月に設置して以降、規制改革推進会議においては、令和2年7月2日、令和3年6月1日、令和4年5月27日、令和5年6月1日及び令和6年5月31日に答申が提出されていたが、その後、引き続き検討を行い、「規制改革推進に関する答申」（令和7年5月28日規制改革推進会議決定）が内閣総理大臣に提出された。

上記答申等を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

記

I 共通的事項

1. 本計画の目的

本計画は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）を推進することを目的とする。

2. 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革推進に関する答申」等により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

規制改革は、人口減少・少子高齢化等の課題を克服し、地方の活性化につなげるため、また、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現するための極めて重要な取組である。地域の社会課題を解決するとともに、経済社会の潜在力を余すところなく発揮し、更に高めていくことにより、全ての国民が、豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を实

現するため、政府全体として、本計画に記載の事項の実現に向け、スピード感をもって強
力に改革を推進していく。

4. 規制改革・行政改革ホットライン

役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国
民・企業等から寄せられる要望（各種手続の簡素化等を含む。）について、「規制改革・行政
改革ホットライン（縦割り 110 番）」により受け付け、迅速に対応している。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国民・企業等からの要望を幅広く受け止
め、その声を検討の俎上に載せるための仕組みを引き続き活用することが重要である。

5. 計画のフォローアップ

内閣府を始めとする関係府省庁及び規制改革推進会議は、本計画に定められた事項の実
施状況に関するフォローアップを行う。関係府省庁は、規制改革推進会議の求めに応じ、
決定事項の実行に先立ち、その方針について、規制改革推進会議のレビューを受ける。ま
た、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、フォローアッ
プを行う。これらのフォローアップの状況については、令和 7 年度末時点で整理し、公表
する。

6. その他（国家戦略特区における取組について）

内閣府及び関係府省庁は、本計画に記載されている事項を含め、「特区制度を活用して取
り組む規制・制度改革事項等について」（令和 7 年 6 月 10 日国家戦略特別区域諮問会議決定）
に記載された事項（以下「国家戦略特区における取組」という。）の実現に着実に取り組む
こととする。

（注）「Ⅱ 実施事項」のうち、国家戦略特区における取組に該当する事項は、事項名に「＊」
を付している。

		音波式も流通し、軽量化や計量精度向上などの技術改良も進んでいることを踏まえ、水道メーターの構造（羽根車式、電磁式及び超音波式）それぞれの特性に応じて検定有効期間の見直しに必要な技術的検証を行い、審議会での結論を得次第、当該結論に応じて速やかに必要な措置を講ずる。なお、技術的検証においては、海外で認められたデータやストレステスト等の手法を用いることも検討する。 b 経済産業省は、計量法（平成4年法律第51号）により全数検査が義務付けられている特定計量器（同法第2条第4項に定めるものをいう。）に係る検定及び再検定について、海外の事例も調査した上で、サンプリング検査の導入について検討し、審議会での結論を得次第、当該結論に応じて速やかに必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、今後、デジタル行財政改革会議において検討されるデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を踏まえつつ、水道スマートメーターにより取得した水道データについて、その利用目的や効果、データの仕様（取得方法、項目、更新頻度等）、データの目的外利用に係る同意取得や個人情報情報の取扱い、他分野におけるデータとの連携等について、水道スマートメーターの導入を実証的に実施している水道事業者や関係団体に調査し、データ利活用に関する専門家も含めた有識者会議において検討し、結論を得た上で、水道事業者や第三者がデータの利活用を簡素かつ容易に行えるよう、データの取扱いに係るガイドラインや事例集の作成を含め必要な措置を講ずる。その際、水道スマートメーターを新たに導入する者にとって参考となるデータ仕様を提示し、異なる水道事業者により収集されたデータの集約・連結を容易化することにも留意する。	結論を得次第速やかに措置 b：令和8年度末までに結論、結論を得次第速やかに措置 c：令和7年度検討・結論・措置	
--	--	---	--	--

（４） デジタル・ＡＩ

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	デジタル・ＡＩ技術を活用した建設機械の安全義務及び技能要件の在り方について	a 厚生労働省は、建設機械を含めデジタル・ＡＩ技術を活用した機械（以下「デジタル・ＡＩ機械」という。）の開発が進んでいることを踏まえ、労働者の安全及び健康を守りつつ、デジタル・ＡＩ機械全般の更なる技術的発展及び利用を図る観点から、関係省庁と連携しつつ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法関係法令（以下「安衛法関係法令」という。）が適用される機械で遠隔運転・自律運転（以下「無人運転」という。）を行う場合の労働災害防止対策に関する専門家検討会を設置する。当該検討会において、機械の使用が想定される具体的な作業ごとに、作業内容や周辺環境、使用される機械の	a：（前段・専門家検討会設置）令和7年措置（前段・整理）令和8年上期措置（後段）令和8年上期以降検討開始、結論を得次第速やかに措置 b：令和7年度措置	厚生労働省

		の規定による重要事項の説明（以下「重要事項説明」という。）に関する業務において、宅地建物取引業者がデジタルやＡＩ等の技術による補助ツールを利用することに躊躇し、また新たな技術の開発に支障が生じることがないように、宅地又は建物の購入者等の利益の保護が確保されることを前提とした上で、技術の発展の状況等に応じた適切な補助ツールを活用することで、宅地建物取引士（宅地建物取引業法第 22 条の 2 第 1 項の宅地建物取引士証の交付を受けた者をいう。）の負担軽減等が図られることが期待される旨を周知する。 また、国土交通省は、デジタルやＡＩに関する制度や技術の発展、重要事項説明におけるデジタルやＡＩ技術を用いたサービスの活用に対する宅地建物取引業者又は宅地若しくは建物の購入者等のニーズや意見等を踏まえた上で、書類作成や読み上げ等、重要事項説明に必要となる各業務の場面ごとに、デジタルやＡＩ技術を用いたサービスが活用され、又は当該サービスの活用が見込まれる具体例や活用方法、活用にあたっての前提や注意すべき留意点等について検討・整理を行い、可能なものから速やかに明確化し、公表する。		
3	建設工事請負契約における契約手続の簡素化及びデジタル化	a 国土交通省は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項に定める契約書面において、契約当事者に署名又は記名押印を義務付けている点について、契約手続に係る負担を軽減し、生産性向上を図る観点から、「押印についての Q & A」（令和 2 年 6 月 19 日内閣府、法務省、経済産業省）も参考にしつつ、受注者となる建設業者団体からのヒアリング等も行った上で必要な見直しを検討し、例えば、契約当事者間で対等なパートナーシップが構築されているほか、長期にわたり反復継続的な取引実績が蓄積されていること、注文書及び請書の交付に先立ち交付される基本契約書において、契約内容が相当程度明確化されていることといった要件を満たす場合については、注文書及び請書の交付に際し、署名又は記名押印を求めないこととし、その旨を関係事業者団体に周知することなどを行う。 b 国土交通省は、建設工事の請負契約手続のデジタル化を推進するため、「建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」（平成 13 年 3 月 30 日国土交通省）について、現在主流とされているいわゆる「立会人型」の電子署名が利用可能であることを明確化するなど、必要な措置を講ずる。	a, b : 令和 7 年度上期措置	国土交通省
4	建設業における営業所技術者等の兼務について	国土交通省は、建設業法第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 号に定める営業所ごとに置くこ	令和 7 年度検討開始、令和 8 年度結	国土交通省

		ととされている営業所技術者及び特定営業所技術者について、その必要性や業務の現状について幅広く関係者への実態調査を行うとともに、適正な施工の確保が図られることを前提として、兼務を含む人手不足対策を検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。	論、結論を得次第可能なものから順次措置	
5	地球温暖化対策報告の項目等に係る統一	環境省は、地方公共団体が区域内の事業者に対し、年間の温室効果ガス排出量やその抑制措置等を記載した報告書等の作成・提出を求めるに当たり、地方公共団体ごとに報告項目・基準、様式等が異なることにより、事業者の負担となっている現状等を踏まえ、地方公共団体が報告を求める項目等を調査する。 その上で、環境省は、大規模事業者や電気事業者等これらの報告を求められる事業者の態様に応じた標準的な報告の項目等を整理し、地方公共団体が地域の特性等に照らして必要がある場合にはその判断によって独自の項目を設けることを妨げないよう配慮しつつ、地方公共団体に対して前記の標準的な報告の項目等を参照・利用するよう協力を要請等することにより、事業者の報告の項目等に係る統一性が保たれるよう措置を講ずる。	(前段) 措置済み (後段) 令和7年度措置	環境省
6	自動車保有関係手続のDX	a 国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者の自動車売買等における手続負担の軽減を図るため、同省等が運営する自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「自動車OSS」という。）を利用した場合には、譲渡証明書及び使用者の住所を証するに足りる書面の運輸支局への提出に代えて、マイナンバーカードを用いた公的個人認証等を活用することにより、手続のデジタル完結を可能にする。 b 警察庁及び国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者等の自動車売買等における利便性向上を図るため、①自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に基づく自動車の保管場所証明の交付申請及び②道路運送車両法に基づく自動車の登録等の手続について、自動車OSSでの申請時に②の申請に必要な書類全てが揃わずとも、①の申請をオンライン上で先行して行うニーズがあることを踏まえ、自動車OSSにおいて同ニーズを実現可能とする方向で検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、自動車所有者の相続人の手続負担の軽減を図るため、現状では運輸支局における対面での申請に限られる相続による移転登録について、自動車OSSの対象手続に加え、手続のデジタル完結を可能とする。あわせて、軽自動車の自動車検査証の変更記録についても、申請者の手続負担軽減の観点から、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象手続に加える。	a：令和7年検討開始、令和9年度までに措置 b, d：令和7年検討開始、結論を得次第速やかに措置 c：(前段) 令和7年検討開始、令和9年度までに措置 (後段) 令和7年検討開始、令和10年度までに措置 e：令和7年措置 f：(前段) 措置済み(後段) 令和7年検討開始、令和9年度までに措置	a, c, f：国土交通省 b, d：警察庁 国土交通省 e：警察庁